

19 児童相談所のはたらきをさらに高めること(児童相談所の強化等に向けた取組)

長

さて、ここからは、
これまでも名前だけはよく出してきましたが、「児童相談所」についての
話になります

A

すいません
いまさらですが、「児童相談所」というところは、虐待に対応しているところ
だということで名前をよく聞くのですが、実はどういうところかあまり
よくわかっていません

長

たしかに、ここまできちんと説明してきませんでしたね

学

児童相談所は、法律(児童福祉法)によって、県が置かなければならない
こととされている、こどもの福祉に関する専門的な対応をする組織です

長

長野県には現在、5か所あります

施

中央児童相談所・松本児童相談所・飯田児童相談所・諏訪児童相談所・佐
久児童相談所の5か所ですね

長

そのとおりです

A

ところで、児童相談所は、どんな仕事をしているのですか？

長

主なものを簡単にまとめると次のようになると思います

19-1 児童相談所について

この本(計画)のなかで当たり前のように出てきている「児童相談所」について、ここで概要を説明し
ます。

児童相談所は、児童福祉法に基づいて県が設置しなければならない、こども福祉のための行政機関
の1つで、昭和 22 年に児童福祉法が制定されたときから法律に位置づけられている行政機関です。

現在の児童福祉法において、児童相談所の主な業務は以下のとおりとされています。

- 市町村のこどもや家庭への支援に関する市町村間の連絡調整や、市町村への情報提供などの市
町村に対するサポート
- こどもに関する、こども本人や家族、学校などからの専門的な知識や技術が必要とする相談(虐
待や非行、子育てなどに関する相談)の受付
- 相談を受けたこどもや警察などの他の関係機関から調査の依頼などがあったこどもについての
調査(面接、家庭への立入など)・判定(こどもの状態の総合的な診断)
- 調査や判定に基づく、こどもや家庭への専門的な助言や指導(児童相談所による指導・児童家庭
支援センターなどに委託しての指導など)
- 調査や判定によって、施設や里親の家などにこどもを預ける必要がある場合に、そうしたところ
にこどもを預ける(措置)
- 保護が必要なこどもの一時保護
- 里親制度の普及啓発や里親への助言や援助
- 養子縁組に関わる様々な人からの相談への助言や援助

県では昭和 20～30 年代に児童相談所の設置が進められ、現在、県内5か所に児童相談所を設置し
ています。

【児童相談所の主な仕事】

- こどもに関する家庭などからの専門的な知識や対応が求められる相談の受付
- 相談を受けつけたこどもに関する調査(虐待や非行がないか、など)
- こどもや家庭に対する専門的なアドバイスや指導など
- 施設や里親家庭などに預ける必要があるこどもを施設などに預ける
- こどもの一時保護(一時保護については前※に説明しました)
- 市町村のこども福祉に関する業務のサポートなど
- 里親制度の普及啓発や里親への助言や援助など
- 養子縁組に関する相談への助言や援助など

※主に 219・221 ページのことです

【図表 19-1:県内の児童相談所と管轄市町村】



児童相談所名	設置時期
中央児童相談所	S23.4
松本児童相談所	S24.5
飯田児童相談所	S39.4
諏訪児童相談所	S25.5
佐久児童相談所	S36.4

A

いろいろな仕事をしているようですが、
例えば、こどもに関する相談って、どのくらい来ているのですか？

長

だんだん増えてきていますが、最近では、1年間でだいたい 5,000～
6,000 件くらいです

そのうち、虐待に関する相談が半分くらいになります

学

単純に計算すれば、1日の平均で 15 件ほどの相談になるのですが、
毎日、こうして相談を受けたこどもについて、
ひとりひとり調査をして、専門的なアドバイスをしたり、必要な場合は一
時保護をしたり、施設や里親に預けたりして、その後もこどもの様子を見
ながらこどもとその親もサポートをしていくわけです

弁

虐待の相談が増えていますし、
ある程度長い間にわたって、こうしたこどもにかかわる必要もあるので、
児童相談所の仕事は増え続けているといえますね

そして、最近では、家庭のなかでの問題(虐待やネグレクト)だけでなく、こどもの障がいに関わる人がうまく対応できずにトラブルが起きている場合など、様々な困難を抱えたこどもや家庭からの相談も増えてきて、これまで以上に専門的な知識や対応も求められています

長

増え続ける相談にきちんと対応していくためにも、そして、難しい問題を抱えているこどもや家庭をサポートするためにも、児童相談所による地域のなかでのさらなるはたらきが求められているということですね？

長

そのとおりです
 そういうことから、ここでは児童相談所がそれぞれの地域のなかで、そのはたらきをさらに高めていくための取組を考えていきたいと思います

弁

ところで、児童相談所のはたらきを高めるための取組については、現在の計画でも進めてきていますね？

長

そうですね
 このような取組をしてきました

【現在の計画で取り組んできたこと】

- 専門的な知識や技術を持つ職員を増やし、育てる
- 市町村、警察、児童家庭支援センターなどのこどもの福祉にかかわる組織との協力関係を強化する
- 県内の児童相談所の配置を考え直す

長

そして、このようなことをチェックしてきました

19-2 児童相談所における相談対応等の状況

全国的にも同じ傾向にありますが、長野県でも少子化が進み、こどもの数は年々減ってきていますが、この10年間の推移を見ると、児童相談所に寄せられる相談は量と質において増えてきています。

まず、量的な面では、児童相談所の相談対応件数は横ばいから増加傾向にあります。

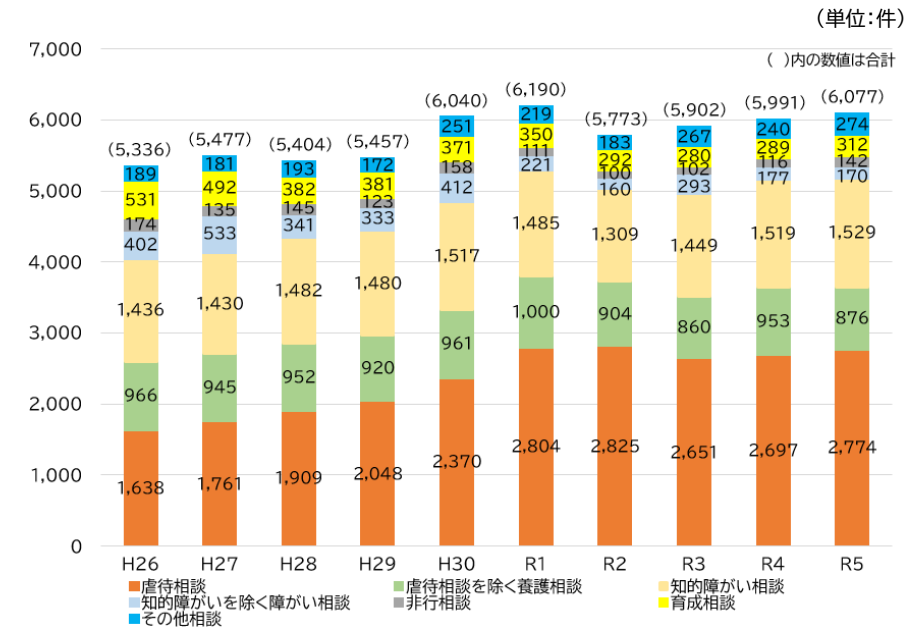
こうした相談対応件数の増加は、児童相談所での児童虐待相談対応件数が増加してきたことが主要因と考えられます。

これは、児童虐待に対する社会的関心の高まりや、関係機関による理解が進んできたことが背景にあるものと考えています。

そして、質的な面では、相談内容が上記の児童虐待をはじめ、複雑かつ困難で、高度な専門性が求められる相談も増えてきています。

こうした児童相談所に対する社会的ニーズの高まりがあるなかで、児童相談所はそれに応えていく必要があり、そのためには、児童相談所の機能を量的な面と質的な面でも強化していく必要があります。

【図表 3-2：児童相談所の相談対応件数(平成 26 年度～令和5年度)】<再掲>



【現在の計画でチェックしてきたこと】

児童相談所の職員の数(県が必要と考える児童相談所の職員の数)

平成 28 年に法律(児童福祉法)が変わってから、国が人口などに対してどのくらいの児童相談所の職員が必要かの基準を示していて、その基準以上の職員の数にすることを目標にしてきました

職員は増えてきたのですか？

令和元年度と比べると、令和6年度では 1.5 倍ほどに増えました

長野県でも、国が示した基準に合わせて職員の数を増やしてきたということですね

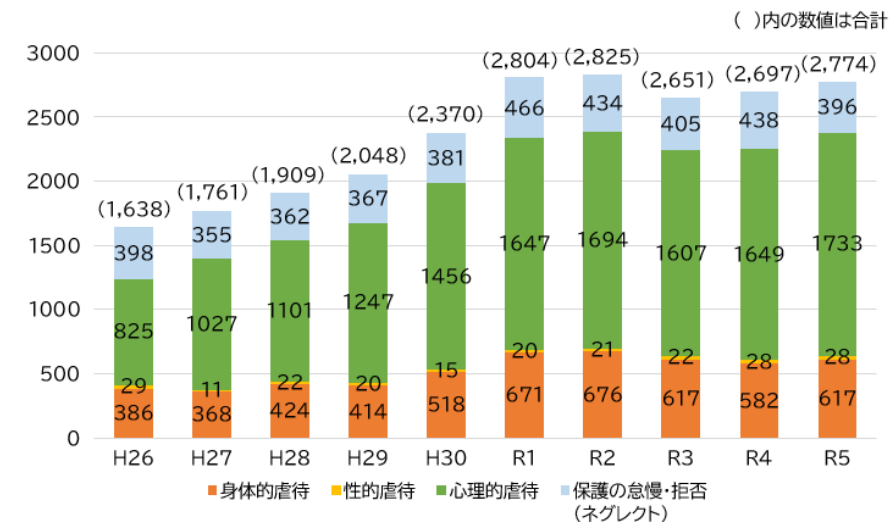
そのとおりです

ところで、児童相談所の配置も考え直していたのですか？

結果としては、いったん、これまでと同じになっていますが
各児童相談所が受け持つ地域(管轄地域)のあり方について、令和3年度に国が新しい基準(参酌基準)を示したことから、この先の長野県の人口の見通しなどの状況を見ながら考えました

「いったん」ということは、また考えるということですか？

【図表 3-3:児童相談所の虐待相談対応の内訳(平成 26 年度～令和5年度)】<再掲>



(出典 福祉行政報告例)

参考	児童相談所への相談の種類について(福祉行政報告例による)	
上記の図表 3-2・3-3 における相談の分類は、以下のとおりとなっています。		
養護相談	虐待相談	こどもへの身体的・性的・心理的虐待、ネグレクトに関する相談
	その他の相談	児童虐待相談以外の環境的問題(父母の失踪・服役等)を有することも、養子縁組に関する相談
	保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツバクルリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む。)を有することもに関する相談
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	視聴覚障がいを持つこどもに関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつこども、言葉のおくれ等のあるこども等に関する相談
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がいを持つこどもに関する相談
	発達相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がいなどを持つこどもに関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動などがあるこどもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあったこどもに関する相談
育成相談	性格行動相談	人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない等性格又は行動上の問題を有することもに関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍中で、登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談
	適正相談	こどもの進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	幼児の育児・しつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記以外の相談	

長

これからも県内の人口は減る予想となっていて、こうした人口が減っていく状況も見えていながら、また考えていく必要があると思っていますところ

弁

そういえば、また少し話が変わりますが、中核市でも児童相談所が置けるのでしたね？

長

平成 18 年に法律(児童福祉法)が変わったときに、置けるようになりました

市

長野県では長野市と松本市が中核市ですが、県と違って「置かなければならない」わけではなく「置くことができる」こととされているものです

Q

実際に児童相談所を置いている中核市はどのくらいあるのですか？

長

令和6年4月時点では、全国に 62 の中核市がありますが、そのうち児童相談所を置いているのは4市で、これから置こうとしているといわれているのが 10 市です

O

まだ、それほど多くはないということですね

長

いずれにしても、この先、児童相談所がいくつ・どこにあればよいのかについては、国の基準や長野県の人口の状況なども見ながら、考えていくことになると思っています

施

ところで、新しい計画ではどういう取組をしていこうと考えているのですか？

19-3 児童相談所の強化等のための取組

児童相談所に対する社会的なニーズが高まっているなかで、県としても児童相談所の強化に取り組んでいく必要があります。

複雑かつ困難な相談などに対応するためには、児童相談所では様々な専門的な知識や技術を持った職員が必要となります。

- こういった職員が必要になってくるかといえば、国の基準などを踏まえると、主なものとして、
- 児童福祉司(専門的な技術によって、こどもや家庭に対する支援を行う人)
 - 児童心理司(こどもの心理学的診断や心理療法など、こども等への心理に関する支援を行う人)
 - 医師
 - 弁護士
 - 保健師
 - 児童指導員(一時保護所で、保護されたこどもの支援を行う人)

が挙げられます。

こうした職員の確保等を進めていくことと同時に、特に、新たに確保した児童福祉司や児童心理司については経験が浅いことから、その育成についても取り組んでいく必要があります。

もちろん日々の業務のなかで経験を積んでいくことも重要ですが、研修の機会などを設けることで経験の浅い職員の成長の機会を確保していくことが求められます。

また、今後は関係機関との連携(協力)もさらに重要となってきます。

もちろん、児童相談所では、これまでも関係機関と連携しながらケースワークを行ってきました。

そういった中でも、例えば、児童虐待ケースで、それまで市町村が関わっていたものが、児童相談所による一時保護や施設入所などのいわゆる「児童相談所ケース」になったとたんに、市町村とそのケースの家庭との関係が途切れるといったことも見受けられるようです。

しかし、この計画の基本的な考え方(計画の理念)を踏まえたケースワークを行えば、一度は家庭から分離されたこどもが地域に戻ってくるケースも今後増えていく(増やさなければならない)と考えています。

こうしたことから、いわゆる「児童相談所ケース」になった後も、そのこどもや家庭の状況について市町村をはじめとした関係機関との情報共有などの連携がさらに必要になってくると考えています。

また、児童相談所の配置のあり方(管轄区域)については、児童虐待相談などにきめ細かく対応していくという観点から、令和3年の児童福祉法施行令の改正により管轄人口が基本としておおむね 50 万

現在の計画でも取り組んできたものもありますが、
このようなことに取り組んでいきたいと考えています

【新しい計画での主な取組】

- 児童相談所での仕事をもっとスムーズにできるようにする
- 専門的な知識や技術を持つ職員を増やす
- 経験が少ない職員を育てるとともに、専門的な資格を取ってもらう
- 市町村、警察、児童家庭支援センターなどのこどもの福祉にかかわる組織との協力をさらに進めていく
- 県内の児童相談所の配置を考え直す

Q

ここまでの話し合いで決めていた取組のなかでも、これからの児童相談所には、いろいろな役割が期待されていますよね

学

そのためにも、児童相談所のはたらきはさらに高めていかなければならないということですね

長

そのとおりです

里

ところで、以前から、児童相談所の仕事はとても大変だと聞いています
職員も増えてきているようですね、いろいろな相談を受けて、対応していきながら、児童相談所に期待される仕事をもっとしていくだけの余裕はあるのでしょうか？

弁

たしかに、そこも気になる場所ですね

人以下であるようにすることとされました(第1条の3)。

さらに、令和3年の児童福祉法施行令に合わせて国から出された通知※において、県で児童相談所の管轄区域を決めるに当たっては、区域内の児童人口や将来の人口の見通し、地理的条件、交通事情等を含めた総合的な考慮をすることとされています。

※「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について(通知)(令和3年7月21日付け子発 0721 第2号各都道府県知事・各指定都市市長・各児童相談所設置市長あて厚生労働省 子ども家庭局長通知)

なお、平成16年の児童福祉法の改正により、中核市でも児童相談所が設置できることとなっており、平成28年の児童福祉法の改正により特別区でも児童相談所が設置できるようになりました。

その後、令和元年に児童福祉法が改正されたとき、その附則において、国は、中核市と特別区が児童相談所を設置できるよう必要な措置を講ずることとされました(附則第7条6項)。

この附則の趣旨としては、児童相談所を設置したい中核市があれば、設置ができるように促していくということであるとされています。

中核市における児童相談所設置の全国的な状況を見ると、令和6年4月の時点で中核市は62市ありますが、そのうち児童相談所を設置している中核市は4市(金沢市・横須賀市・明石市・奈良市)です。そして、設置を予定している中核市は、こども家庭庁の調査によると、令和6年4月時点で10市(宇都宮市、高崎市、船橋市、柏市、豊中市、枚方市、東大阪市、尼崎市、宮崎市、鹿児島市)で、設置の方向で検討中としている中核市が3市(豊橋市、姫路市、西宮市)です。

いずれにしても、県においては、県内の人口の推移や国の基準等を考慮しながら、引き続き、必要に応じて児童相談所の配置のあり方を検討していく必要があると考えています。

用語解説	中核市
	・人口20万人以上で国が(政令により)指定した市 ・平成6年の地方自治法改正により創設(第252条の22) ・住民に身近な市町村でできるだけ行政を行うことができるようにするため、指定都市(人口50万人以上で国が(政令により)指定した市)に次ぐような規模や能力を有する都市の事務と権限を充実させるという観点から創設されたもの ・中核市になることで、通常は県が担うこととされている事務の一部を担うことが可能となる(代表的なものとして、保健所の設置) ・平成16年の児童福祉法改正(平成18年施行)により、中核市でも児童相談所が設置できることとなっている ・長野県内では、現在、長野市(平成11年4月～)と松本市(令和3年4月～)が中核市となっている

長

先ほど※もお話したとおり、児童相談所の職員も増やしてきたところですが、やらなければならない仕事は増えてきていますし、児童相談所での仕事の経験が少ない職員も増えているという課題もあります

※437・439 ページのことです

P

職員は増えていても、あまり余裕はなさそうですね

長

実際に児童相談所の職員と話をしても、そういった話はよく聞くと
ころです

里

児童相談所に期待されている仕事もいろいろあるわけですが、児童相談所で仕事をする人たちが安心して働けるようにすることも大切だと思います

市

そうはいても、職員を増やすことは、いろいろな課題もあって簡単なことではないでしょうね

長

児童相談所の職員の数をどうしていくのかということについては、これ
からも考えていかなければなりません、それだけではなく、児童相談所
での仕事のやり方も考えていく必要があると考えています

町

児童相談所での仕事のやり方を変えていくということですか？

長

これまで、児童相談所では、虐待への対応から、施設や里親の家で生活す
るこどもへの対応など、いろいろなことを1人の担当の職員に任せると
いう仕事のやり方をしてきました

19-4 現在の計画における取組

現在の計画では、県における児童相談所の強化等のための取組として、以下のような取組を進めて
きました。

- ① 専門職員の確保・育成
 - 国の基準に基づいた専門職員の確保・育成
 - 指導的立場を担える職員（スーパーバイザー）の育成
- ② 関係機関との連携強化
 - 市町村、警察、施設、学校、里親などの関係者との情報共有や役割分担
 - 児童家庭支援センターの設置促進と連携の強化
- ③ 国の基準を踏まえた児童相談所の配置のあり方の検討

19-5 現在の計画における指標（目標値）

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
児童福祉司の数	国の定める配置基準以上	
児童心理司の数	国の定める配置基準以上	

19-6 現在の計画における指標（目標値）の現状

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、平成31年度から令和6年度の状況は以下のと
おりとなっています。

評価指標	策定時状況	目標の達成状況				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童福祉司の数	57人	66人	75人	78人	78人	79人
児童心理司の数	20人	25人	29人	32人	35人	37人

※いずれも4月1日時点の職員定数

いずれの年度においても、経過措置も踏まえた国が定めた基準に合わせた定数としてきました。

学

そうすると、児童相談所の仕事としては、どうしても虐待への対応が一番に優先されるので、それによって、ほかに進めていかなければならない仕事が進まなくなることにもなりますね？

長

そのとおりです

そのため、児童相談所での仕事の役割分担を見直して、虐待への対応はしないけれども、ほかに進めるべき仕事をする職員もいるようなかたちにしていく必要があると考えています

市

児童相談所としても、考え方を変えていく必要がありそうですね

学

もちろん、児童相談所では、こどもの安全を守るための虐待への対応が、とても大事な仕事で、職員は誇りをもってそうした仕事をしていると思います

長

はい

でも、児童相談所が、ここまで話し合ってきた取組を進めることで、本当の意味で仕事に誇りをもつことができるとも思うのです

B

施設で生活していても、児童相談所の担当の人を覚えられなかったり、知らない間に担当の人が変わっていたりすることがあります
施設に入るまでは、よく会っていた気がしますけれど・・・

長

施設や里親の家などで生活するこどものみなさんとお話したときにも、そういったお話を聞きました
児童相談所として、これまで話し合ってきた取組を進めていくためにも、仕事のやり方は見直していく必要があると考えています

19-7 現在の計画における指標(目標値)の現状に対する要因分析

児童相談所における職員定数のうち、児童福祉司や児童心理司の定数については、平成 28 年の児童福祉法の改正以降、児童福祉法施行令等により基準が設けられています。

基準については、経過措置等が設けられましたが、現行において主な基準は以下のとおりとなっています。

- 児童福祉司：児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人の配置(児童福祉法施行令第3条)
- 児童心理司：児童福祉司2人につき1人以上の配置(児童福祉法施行令第1条の4)

長野県においても、基準に合わせた職員定数の見直しを行い、基準と同等以上の職員定数としているところです。

なお、職員定数は見直してきていますが、それに見合った職員の確保が十分にできていないために、現状においては、欠員も生じています。

用語解説	児童福祉司
・ 児童福祉法に基づき、児童相談所に必ず置かれる、こどもの福祉に関する専門的な技術を持つ職員(第13条) ・ 児童福祉司として仕事をするには、児童福祉法が定める資格(社会福祉士や精神保健福祉士等)を有していることが求められている	

用語解説	児童心理司
・ 児童福祉法に基づき、児童相談所に置かれる心理に関する専門的な知識や技術を必要とする指導をつかさどる職員(第12条の3第6項・第7項) ・ 虐待を受けたこどもなどの心のケアや心理判定などの仕事にあたっている	

施

私たち施設も「進化」していかなければならないという話でしたが、児童相談所も変わっていかなければならないということですね

町

そのためにも、仕事のやり方もデジタル化などによって、もっとスムーズにできるようにしていく必要もあるのではないのでしょうか？

長

そうした取組も進めていきたいですし、児童相談所だけでは解決できない難しい問題を抱えたこどもや家庭も増えてきていますので、いろいろな人たちとの協力をさらに進めていきたいと考えているところです

Q

ところで、「児童相談所のはたらきを高める」ことについての、今回の新しい計画での目標は、どのように考えているのですか？

長

主なものとして、このような目標を立てたいと考えています

【主な目標にしたいもの】

- 児童相談所に国が示した基準以上の数の職員を置くこと
- 児童相談所で、新しい専門の資格(こども家庭ソーシャルワーカー)を持った職員の数 を 25 人以上にすること

長

職員の数について、ここでは、はっきりとした人数を決められないのですが、新しい計画を進めるなかで、必要と考えられる職員を置けるように努力していきたいと考えているところです

C

ところで、新しい専門の資格を持った職員も増やそうとしているのですね？

19-8 新しい計画における取組

本県における児童相談所の強化等に向けて、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

- ① 専門職員の確保・育成
 - 専門職員を中心とした児童相談所職員の確保・育成
 - 指導的立場を担える職員(スーパーバイザー)の育成
 - こども家庭ソーシャルワーカーの資格を持った職員の確保
- ② 児童相談所における業務の効率化等
 - ICT 化の推進等による業務の効率化
 - 事務分担の見直し、職員配置の見直し等による業務改善の推進
- ③ 関係機関との連携強化
 - 市町村、警察、施設、学校、里親などの関係者との情報共有や役割分担
 - 児童家庭支援センターや里親支援センターなどの設置促進
 - 児童家庭支援センターなどへの指導委託の推進
- ④ 国の基準を踏まえた児童相談所の配置のあり方の検討
 - 人口減少を見込んだ設置数の検討
 - 必要に応じた管轄区域の検討

19-9 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
児童相談所における児童福祉司の職員定数	国が定める配置基準以上
児童相談所における児童心理司の職員定数	国が定める配置基準以上
児童相談所における児童福祉司スーパーバイザーの数	国が定める配置基準以上
児童相談所における市町村支援児童福祉司の数	国が定める配置基準以上
児童相談所における医師	嘱託医による対応
児童相談所における保健師	各児童相談所で1名
児童相談所における弁護士	契約弁護士による相談体制
「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を持つ児童相談所職員	全県で 25 人以上

学

「こども家庭ソーシャルワーカー」といって、令和4年に法律(児童福祉法)が変わったときにできた資格で、こどもの福祉に関する専門的な対応が必要なときに、それにきちんと対応できる能力をもつと認められる人になります

長

こうした資格を持った人を増やすことで、児童相談所の仕事の内容のレベルアップもしていきたいと考えているところです

A

児童相談所というと、虐待への対応というイメージが強かったですが、こどもの福祉のためのいろいろな仕事もしていて、これからさらに活躍していくことが期待されていることがわかったように思います

里

先ほど※も言いましたが、児童相談所の職員のみなさんが安心して、誇りをもって、こどもや地域の期待にこたえられる仕事をしてほしいですね

※445 ページのことです

長

そう言っていただけると、とても心強いです

O

さて、そろそろ話もまとまってきたように思いますので、「児童相談所のはたらきを高める」ための取組と目標などを整理しながら、今回の話し合いをまとめていきませんか？

長

そうですね
そうしましょう

19-10 新しい計画における資源等の整備目標

上記に掲げた取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和 6年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
児童相談所における児童福祉司の職員定数	79人	国が定める配置基準以上				
児童相談所における児童心理司の職員定数	37人	国が定める配置基準以上				
児童相談所における児童福祉司スーパーバイザーの数	19人	国が定める配置基準以上				
児童相談所における市町村支援児童福祉司の数	3人	国が定める配置基準以上				
児童相談所における医師	嘱託医による対応	嘱託医による対応				
児童相談所における保健師	各所で1名	各所で1名以上				
児童相談所における弁護士	契約弁護士による相談体制	契約弁護士による相談体制				
「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を持つ児童相談所職員	なし	5名	10名	15名	20名	25名

(注)「国が定める配置基準」については、令和6年度の時点で以下のとおり(いずれも児童福祉法施行令の規定に基づく)。

- ・児童福祉司：児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人以上の配置
- ・児童心理司：児童福祉司2人につき1人以上の配置
- ・児童福祉司スーパーバイザー：児童福祉司5人につき1人以上の配置
- ・市町村支援児童福祉司：県内の市町村数を30で除して(割って)得た人数以上の配置

【新しい計画での主な取組】

- 児童相談所での仕事をもっとスムーズにできるようにする
- 専門的な知識や技術を持つ職員を増やす
- 経験が少ない職員を育てるとともに、専門的な資格を取ってもらう
- 市町村、警察、児童家庭支援センターなどのこどもの福祉にかかわる組織との協力をさらに進めていく
- 県内の児童相談所の配置を考え直す

【主な目標】

- 児童相談所に国が示した基準以上の数の職員を置くこと
- 児童相談所で、新しい専門の資格(こども家庭ソーシャルワーカー)を持った職員の数を 25 人以上にすること

学

では、こどもたちにはどんなところを見て(感じて)もらいましょうかね？

長

ふだんは児童相談所とかかわりのないこどもたちが多いですし、その方がよいとは思いますが、難しいところですが、こんなところでしょうか

【こどものみなさんへ】

- いま、あなたがいる地域の児童相談所では、虐待への対応のほかどんな仕事をしているか知っていますか？
- いま、あなたが児童相談所とかかわっているとしたら、児童相談所によるサポートはよくなってきていると感じていますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

長

さて、新しい計画づくりに向けた話し合いも、あと少しです

なお、児童相談所においては、緊急の虐待対応等に当たりながら、代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障などの取組を進めていく必要があることから、国が定める職員の配置基準などを踏まえつつ、継続的に体制の拡充を図っていきます。

19-11 児童相談所の強化等に向けた取組の評価指標

長野県において、児童相談所の強化等に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
各児童相談所の管轄人口
第三者評価を実施している児童相談所数
児童福祉司任用後研修を受けた児童相談所職員数
こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修を受けた児童相談所職員数
児童相談所における専門職の採用者数・割合

用語解説	こども家庭ソーシャルワーカー
・ 令和4年の児童福祉法改正により、児童福祉司の任用資格として新たに位置づけられた、こども家庭福祉分野の認定資格	
・ 児童虐待を受けたこどもの保護など、こどもの福祉に関する専門的な対応が必要なものについて、こどもやその保護者に対する相談や必要な指導等を通じて的確なサポートを実施できる十分な知識及び技術を有する者	
・ 「こども家庭ソーシャルワーカー」となるためには、指定された研修を受けた上で、試験を受け、認定されることが必要	
・ 児童相談所のみでなく、市町村や施設職員等による資格取得も期待されている	